

生ごみ処理機器購入費補助制度

刈谷市では、ごみ減量化対策の一環として、家庭から出る生ごみを減量する処理機器の購入に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象者

下記のいずれかに該当し、市が賦課徴収を行う税金を滞納していない者

- ・刈谷市内に住所を有している人
- ・刈谷市内に共同住宅を所有する人
- ・刈谷市内に共同住宅を建設する事業者

補助対象機器

- ・生ごみ処理機：生ごみを加熱、バクテリア等で分解し、減量するもの
- ・コンポスト容器：容量70リットル以上で、地中のバクテリア等で生ごみを分解し、たい肥化するもの

※市の販売指定店で90日以内に購入したものが補助対象です。

※1世帯につきそれぞれ1基とし、買換えについては、前回補助を受けて購入した日から3年経過すれば再び申請できます。

補助金額

- ・生ごみ処理機：店頭販売価格(税込価格)の2分の1で、上限30,000円
- ・コンポスト容器：店頭販売価格(税込価格)の2分の1で、上限5,000円

※値引き・ポイント利用がある場合は、
値引き・ポイント利用後の価格の2分の1です。
※100円未満の端数は切捨てです。

(例)販売価格 25,500円、ポイント 1,000円分利用の場合

$(25,500円 - 1,000円) \div 2 = 12,250円$

→ 100円未満切捨て 補助額 12,200円



裏面もご覧ください!!

販売指定店の登録

次の書類を環境推進課に提出してください。

・刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認申請書

審査後、適当と認められる場合には刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認書(様式第2号)を交付します。なお、代表者や販売店名称等に変更が生じた場合は、ただちに下記書類を提出してください。

・刈谷市生ごみ処理機器販売指定店承認申請書(変更届)

販売から補助金申請までの流れ

1 販売指定店で対象機器を購入

※販売指定店および対象機器については環境推進課に問い合わせ、または刈谷市ホームページで確認できます。

※販売の際は3年以内に補助を受けていないか確認してください。

※必ず領収書(購入者名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの)を発行してください。

2 次の書類を環境推進課に提出(購入日から90日以内)

①刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書(刈谷市様式)

②領収書(レシート、手書きの領収書等)の写し

※購入者名・購入店名・購入機器名・購入日・購入金額が記載されているもの

③刈谷市生ごみ処理機器購入費補助金交付請求書(刈谷市様式)

(①と③は環境推進課窓口または刈谷市ホームページで入手可能)

★提出方法

オンライン申請に対応しました!

オンライン申請は
こちらから
(市ホームページ)

オンライン申請、郵送または直接、環境推進課へ提出してください。

ただし、郵送で提出する場合は、必ず追跡可能な方法での郵送をお願いします。なお、各種書類の提出期限は必着となりますので、余裕をもってご準備ください。

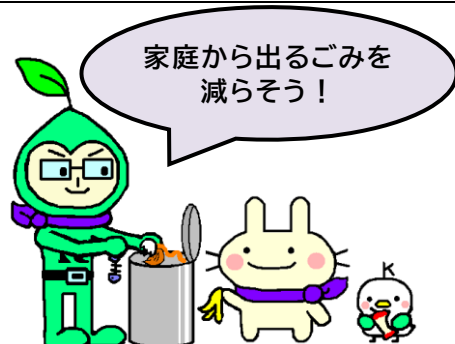


3 交付の決定

書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を通知します。

4 補助金の振込み

請求書で指定された口座に補助金が振り込まれます。



お問合せ先 刈谷市役所 環境推進課 環境政策係 Tel0566-62-1017

刈谷市ホームページ(<https://www.city.kariya.lg.jp/>)

生ごみ処理機器購入費補助制度:ページ ID 1003782

現在の申請件数や予算残額: ページ ID 1003923